

生駒市条例第 2 2 号

生駒市農業委員会選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 6 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市農業委員会選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

生駒市農業委員会選挙による委員の定数条例（昭和 3 2 年 6 月生駒市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 0 人」を「1 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市農業委員会選挙による委員の定数条例の規定は、同日以後最初に行われる一般選挙から適用する。